

令和5年5月期 定例教育委員会議

・開催日時 令和5年5月25日（木） 午前10時00分から

・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室

・出席者	教育長	村田明彦
	教育長職務代理者	奥野貞一
	委員	多田謙司
	委員	新熊和彦
	委員	古山美穂

・説明者	教育監	堂山浩三
	学校教育部長兼食育・給食課長	森井克則
	生涯学習部長兼生涯学習課長 兼市民大学事務長	田中直明
	学校教育部理事	黒木悟
	学校教育課長	伊藤圭
	次世代育成課長	寺元正治
	スポーツ振興課長	梁川泰延
	文化財・世界遺産室長	南口修二
	食育・給食課第1・2学校 給食センター所長	上村良史
	生涯学習課中央図書館長	藤井逸郎
	陵南の森公民館長	榊井恵美

・事務局	教育政策課課長	寺元麻子
	教育政策課課長補佐	萬田正英

・議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第2号

令和6年度使用小学校教科用図書採択関係日程について

- 日程第 3 議案第 3 号
令和 6 年度使用小学校教科用図書採択に係る諮問について
- 日程第 4 議案第 4 号
令和 6 年度使用小学校教科用図書採択に係る選定委員会
委員及び調査員の委嘱について
- 日程第 5 報告第 4 号
行政訴訟の応訴の報告について
- 日程第 6 教育長月次報告
- 日程第 7 議案第 5 号
羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の選出について
- 日程第 8 議案第 6 号
令和 5・6 年度白鳥児童館運営委員の委嘱について
- 日程第 9 議案第 7 号
陵南の森公民館運営審議会委員の委嘱について
- 日程第 10 議案第 8 号
令和 5・6 年度羽曳野市立図書館協議会委員の委嘱について
- 日程第 11 議案第 9 号
羽曳野市教育改革審議会委員の委嘱及び当審議会に対する
諮問について
- 日程第 12 議案第 10 号
令和 5 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 3・4 号）（教育
委員会関係）（案）について
- 日程第 13 議案第 11 号
羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例及び羽曳野
市立中央スポーツ公園条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

- 日程第 14 議案第 12 号
工事請負契約の締結について（令和 5 年度羽曳野市立河原
城中学校バリアフリー等改修工事）
- 日程第 15 議案第 13 号
羽曳野市中学校給食实施方式等の検討に係る調査業務委託
の報告及び今後の方針について
- 日程第 16 報告第 5 号
後援名義の使用許可について
- 日程第 17 その他
・ 日程調整など

開会：午前 10 時 00 分

〔 教育長 開会の挨拶 〕

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、多田委員を指名しました。

日程第 2 議案第 2 号

令和 6 年度使用小学校教科用図書採択関係日程について

- 学校教育課長より、資料に基づき、令和 6 年度使用小学校教科用図書採択関係日程について説明があり承認を求めました。

《学校教育課参事》

教科書採択に係るスケジュールについてご説明いたします。

趣旨としましては、文部科学省通知及び府教育委員会通知の内容に基づき、令和 6 年度に使用する小学校教科用図書の採択事務を進めることについて承認を得ようとするものです。

まずは、資料 1 の文部科学省通知「公正確保の徹底等について」をご覧ください。この 2 ページにありますように市教育委員会は採択権者としての判断と責任のもと、公正確保の徹底に万全を期すよう強く要望されています。この通知では、そのほかに同 2 ページからは選定委員会委員や調査員の選任条件である「採択に直接の利害関係を有しないこと」等や、同 4 ページからは教科書見本の取扱いについての説明があり、同 10 ページからは採択方法の改善につきまして、重要な内容が各項目で示されています。各項目の内容につきましては十分にご確認をお願いいたします。

つづきまして、資料 2 の文部科学省通知をご覧ください。こちらは採択事務処理についてですが、採択事務全般、留意事項、見本等となっております。続きまして 6 ページからは教科書展示会及び教科書センターについての記載がされています。こちらの内容に関する本市の状況についてですが、資料 5 の日程表を併せてご覧ください。教科書展示会の法定は 14 日営業日であり、前後の法定外を合わせまして、本市では、6 月 12 日から 7 月 7 日までを設定しております。場所につきましては、L I C はびきの 2 階にある教育研究所に教科書センターを設けており、保護者や地域住民等及び一般教職員に対しても教科書見本を自由に閲覧できるようにしております。

次に、資料 3 の大阪府教育委員会通知をご覧ください。こちらの別添資料で

は、採択の基本事項が示されています。1 ページ目の項目1「採択の基準について」(1)のアでは、「採択地区の教育的諸条件を勘案し、地域や児童の実態に応じて最も適切な教科用図書を採択すること。」と強調されておりますことをご確認ください。また、本市は単独採択地区となりますので項目2の(2)の内容に拠りまして、選定委員会を設置し、アからコの各要領によって運営することとされています。本市の採択方式の図式につきましては、先ほどご覧いただきました資料5の2枚目、一番後ろに添付しておりますのでご確認ください。

なお、先ほどアからコで申し上げましたが、この中で選定員及び調査委員には、直接の利害関係等を有する者でないという誓約書を提出して頂きます。そちらは、資料4となっております。

以上が全体の概要となっております。

それでは、資料5で提示している本市の予定ですが、各資料の通知内容等に基づきまして、選定委員会を組織するとともに調査員を委嘱し、採択に関する調査研究を進めて参らねばなりません。選定委員会委員及び調査員を委嘱し、調査・審議の結果を答申してもらい、7月27日開催の本教育委員会議において採択するという流れになります。なお、調査研究をする対象は、資料5の裏面に見本本一覧表として記載しております。それぞれ検定を終えている見本本が送られて来ております。全てで12種目の調査委員会を立ち上げてという形になってきます。

本日このあと諮問していただく選定委員会の第1回は5月25日、調査責任者及び調査員への説明を5月31日に実施させていただき、各種目に分かれた調査員による調査研究が開始となります。調査研究は約1か月の期間をとり、各種目全出版社の選定資料の作成を7月上旬頃までに行います。第2回選定委員会議を7月11日に行い、調査及び審議をしていただき、その結果について種目ごとに、7月20日の第3回選定委員会において答申としてまとめることとなります。この答申や研究会・学校よりの意見具申及び一般市民よりのアンケートを参考に、7月27日予定しています教育委員会議におきまして採択をして頂きます。府への報告期限は8月31日までとなっております。

教育委員のみなさまには、選定委員会議の答申等を踏まえ、採択権者としての判断と責任において採択をおこなっていただくこととなります。以上、このような日程で調査研究・選定等の採択事務を進めてよろしいかのご承認をいただきたいと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

《多田委員》

12種目と言っていましたが、13種目ありますよね。

《学校教育課長》

13種目ありますが社会と地図帳は、一つの調査会で行いますので調査会の立ち

上げは、12 調査会となります。

《古山委員》

2 点あります。

1 点目は、採択地区の教育的諸条件を勘案し、地域や児童の実態に応じて最も適切な教科用図書を採択することとありますが、私は、羽曳野市の教育的諸条件を先生方がどのように認識しているか分からないのですが、そういう情報も頂けて最終的に判断するという認識でいいのですか。

《学校教育課長》

調査委員会でそれぞれ教育的諸条件の中で、学校教育活動をしております教員、そして管理職で議論しますので、その中でやはり羽曳野の子ども達にあったというのが一番ですのでそういった内容につきましては、7 月 11 日の選定委員会議で各調査委員の長から報告を頂きます。その中で一番のベースになっているのがこの諸条件となっているとご理解いただければと思います。

《古山委員》

もう 1 点は、図書見本の一覧表で 13 種目があり、出版社が沢山あると思いますが、例えば、国語であればこの 3 社は誰が選んでいるのですか。

《学校教育課長》

昨年度の文科省検定に合格しているのが、この 3 社となります。検定に合格している物が全て送られてきます。

《教育長》

日程で教育委員さんが自由に閲覧できる日を教えてください。

《学校教育課長》

7 月 11 日の第 2 回選定委員会が朝から夕方遅くまで開催していると思います。こちらでは、順番はまだわかりませんが、各調査委員会からの報告が行われず。何も意見等は言えませんが、傍聴を兼ねて教科書を見て頂ければと思います。

《教育長》

他の日で教科書を見て頂くのは、教育委員会室ですね。

《学校教育課長》

教育委員会室に 6 月 1 日以降であれば、教科書を 1 セット閲覧できる状態にしておきますので、事前に学校教育課までご連絡を頂きたいと思います。

《教育監》

教科書センターに展示している事。また、意見があれば書いて下さいということとは、どのように周知するのですか。

《学校教育課長》

本市の6月広報誌に掲載しております。

《教育監》

府でもやっていますよね。そのことは。

《学校教育課長》

広報誌には掲載しておりませんが、6月になれば周知いたしたいと思います。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第3 議案第3号

令和6年度使用小学校教科用図書採択に係る諮問について

- 学校教育課長より、資料に基づき、令和6年度使用小学校教科用図書採択に係る諮問について説明があり承認を求めました。

《学校教育課参事》

先ほどの資料5、2枚目の羽曳野市教科用図書採択方式をご覧ください。こちらの教育委員会議採択に至るまでに下向きの矢印がございますが、諮問からはじまります。この諮問を行い選定委員会が立ち上がる。調査委員が調査を始める。そして最終的には、答申をすることになります。こちらの諮問について承認を得るものです。

選定委員会に対する諮問につきまして、諮問文（案）のとおりとなっております。裏面には、選定資料1社につきA1枚程度の資料を作成して頂きます。作成時の観点を記載しております。

《教育長》

7項目について調査委員の方が検討するという事ですね。

《学校教育課長》

おっしゃる通りです。また、7項目のうち文科省が今回から変えている項目が3番と5番になります。

3番は、発達段階への考慮となっておりますが、前回までは、内容の程度となっ

ております。

5番は、学び方の工夫となっておりますが、前回までは、創意工夫となっております。

より子どもの状況に合わせて、この教科書はどうだという流れになっていると分析しております。

《新熊委員》

小学校でもデジタル教科書が導入されると聞いていますが、今回の採択ではデジタル教科書の事も含まれているのですか。

《学校教育課長》

今の所は、紙媒体の教科書です。ただ、よりデジタルに近いという形でタブレットと連動したQRコードが入っている物が多いです。

《多田委員》

7項目以外にも付け加えることは出来るのですか。

《学校教育課長》

1～6までの項目は、文部科学省が示している項目です。出来るとすれば7のその他の項目です。ここは、採択をする市によって若干変更ができます。

《多田委員》

羽曳野の子どもにとってどうなのか。そういったものを追記すると地域性が出たり、独自性が出るのかなと思ったので。

《教育長》

今までの取組で見えてきた子ども達の弱点が加味されてその教科書を採択することによって、少しは改善されるのではないかとというような項目を付け加えることによって、その部分の観点も意識するのではないか。

《学校教育課長》

大事な部分だと思いますので、7番の項目で入れたいと思います。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

《教育長》

議案第4号につきましては、小学校教科用図書の選定委員会委員及び調査委員を選任する議案でございます。そのため、議案第4号を公開した場合、教科用

図書の選定・調査に支障をきたす恐れがあります。また、報告第4号につきましては、個人情報に関する議案でございますので、羽曳野市教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、秘密会とし行いたいと思います。

このことにつきまして、異議はございませんか。

《全委員》

異議なし

《教育長》

ご異議がないようですので、議案第4号及び報告第4号は、秘密会といたします。

日程第4 議案第4号

令和6年度使用小学校教科用図書採択に係る選定委員会委員
及び調査員の委嘱について

- 学校教育課長より、令和6年度使用小学校教科用図書採択に係る選定委員会委員及び調査員の委嘱について説明があり承認を求めました。

日程第5 報告第4号

行政訴訟の応訴の報告について

- 教育政策課長より、行政訴訟の応訴の報告について説明と報告がありました。

日程第6 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 5月5日に、羽曳野市民フェスティバルが行われました。
- (2) 5月17日に、教頭会が行われました。
- (3) 5月18日～19日に、全国教育長協議会が行われました。
- (4) 4月22日に、大阪府教育委員会連絡協議会総会が行われました。

日程第7 議案第5号

羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の選出について

- 学校給食センター所長より、資料に基づき羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の選出について説明があり承認を求めました。

《学校給食センター所長》

羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の選出につきまして説明いたします。

羽曳野市立学校給食センター設置条例により設置された学校給食センター運営委員会について、委員のうち市立小学校等の PTA 代表の任期が本年 5 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、新任の委員を、令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日まで委嘱するため、承認を得るものです。

委員につきましては、2 枚目の名簿案の通りとなっております。5 番、6 番の方が新任となっております。

なお、4 月 1 日付人事異動等に伴う後任の委員につきましては、3 枚目の令和 5 年 4 月 1 日現在名簿の通りとなっておりますので、併せて報告をさせていただきます。

これらの事について、ご承認賜りますようお願いいたします。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 8 議案第 6 号

令和 5・6 年度白鳥児童館運営委員の委嘱について

- 次世代育成課長より、資料に基づき令和 5・6 年度白鳥児童館運営委員の委嘱について説明があり承認を求めました。

《次世代育成課長》

令和 5・6 年度白鳥児童館運営委員の委嘱につきましてご説明いたします。

羽曳野市立児童館条例によって設置されました「羽曳野市立児童館運営委員会」について、委員の任期が本年 5 月 31 日をもって満了となります。

新たに児童館運営委員を委嘱するにあたり、教育委員会の承認を得るものです。

なお、任期は令和 5 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までです。

委員につきましては、別紙委員名簿のとおり児童福祉関係者及び学識経験者等の総勢 8 名の委嘱を予定しています。

現在、羽曳野市内の児童館には白鳥児童館があり、設置場所の関係から白鳥小学校区に密着した運営を行っているとともに利用児童も白鳥小学校の児童が多くを占めていることから白鳥校区内の自治会、保護者、児童育成者、児童福祉

関係者、学校関係者の方々の中から選任するものです。
ご承認賜りますようお願いいたします。

《教育長》

メンバー全員が変わるのですか。

《次世代育成課長》

再任の方が6名おられます。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第9 議案第7号

陵南の森公民館運営審議会委員の委嘱について

- 陵南の森公民館長より、資料に基づき陵南の森公民館運営審議会委員の委嘱について説明があり承認を求めました。

《陵南の森公民館長》

今回お願いいたします案件は、公民館運営審議会委員の任期満了に伴う改選で、今回新たに8名の委員の委嘱について承認をお願いするものです。
羽曳野市立公民館条例第10条第3項の規定により委員の任期は2年となっています。現委員の任期は、令和5年5月31日まで、新委員候補者の任期は令和5年6月1日から令和7年5月31日までとなっております。
新委員の候補者名簿は、別紙のと通りの8名の方です。
委員候補者の氏名及び推薦団体、根拠条例は記載のとおりです。
再任の委員が5名、新任の委員が3名となっています。
新任の委員は、5番の角田委員、6番の三村委員、8番の箕輪委員となっております。角田委員は、羽曳野市公立学校長会からの推薦です。三村委員と箕輪委員につきましては、公民館自体のグループ連絡協議会の会長と副会長です。
今回の委員の中には、新規委員の任用については70歳未満、再任の委員についても75歳未満と本市の運用ではなっておりますが、3名の委員が基準を満たしておりません。公民館の各団体も高齢化が進んでおり、委員の平均年齢が73歳、74歳ぐらいとなっております。公民館の事情等を考慮していただきご承認をお願いいたします。

《教育長》

非常勤の特別職の委任については、新任70歳、再任75歳という基準があるの

ですが、陵南の森で活動している方は、かなりの年齢が高くなっており、基準を満たす方が出てきません。今後は、このことを周知しながら選出について気を付けていこうとなっています。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 10 議案第 8 号

令和 5・6 年度羽曳野市立図書館協議会委員の委嘱について

- 中央図書館長より、資料に基づき令和 5・6 年度羽曳野市立図書館協議会委員の委嘱について説明があり承認を求めました。

《中央図書館長》

令和 5・6 年度羽曳野市立図書館協議会委員の委嘱についてご説明いたします。羽曳野市立図書館条例によって設置されました「羽曳野市立図書館協議会」につきましては、委員の任期が本年 5 月 31 日をもって満了となります。

新たに図書館協議会委員の委嘱を行うものです。

なお、任期は令和 5 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までです。

図書館協議会委員については、羽曳野市立図書館条例第 5 条第 2 項により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者。このうちから教育委員会が任命する者となっております。

また、同条例 5 条第 3 項により、任期は 2 年、再任は妨げないとなっております。委員は、10 名です。このうち新任の方は、5 名となります。各委員の詳細については、添付しております名簿のとおりとなります。再任の方は、上から 5 名の方となっております。なお、脇谷様、中野様についてにつきましては、本市の定めております年齢基準等におきまして、新たに選任する場合の 70 歳未満、再任する場合の 75 歳未満という条件を超えておりますが両氏に委員の委嘱を行う理由をご説明申し上げます。

再任の脇谷様は、協議会委員として平成 23 年 6 月 1 日から本年 5 月まで 6 期 12 年の長期にわたり、本市図書館行政にご尽力いただき元大阪府立図書館司書として高度な識見を有するとともに本市の図書館事業にも精通されており、学識経験者の立場から貴重なご意見を多数頂戴してまいりました。引き続き図書館協議会委員として活動して頂く事が図書館の円滑な運営に寄与するものと期待されることから委員の委嘱を行うものです。

また、新任の中野様は、選出団体の「おはなしボランティアグループはびきの」におきまして、副会長の職にあり在籍年数は 10 年以上で中心的な役割を担われております。長年培われてきました豊富な経験と優れた技術を存分に生かして

いただき、図書館協議会委員として活動して頂く事が図書館の円滑な運営に寄与するものと期待することから委員の委嘱を行うものです。
以上、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

《教育長》

先ほどの話しと同じですね。次回からは、基準をしっかりと示して選任をしていかなければいけないのかなと思っています。

《古山委員》

図書館司書の経験はすごく大事だと思います。脇谷さんから紹介等をして頂けたらと思います。

《中央図書館長》

今回の事につきまして、委員には後任の方への引継ぎをお願いしている所でございます。

《教育長》

ボランティアの方は、本当によくやっけてくださいます。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 11 議案第 9 号

羽曳野市教育改革審議会委員の委嘱及び当審議会に対する
諮問について

- 学校教育部理事より、資料に基づき羽曳野市教育改革審議会委員の委嘱及び当審議会に対する諮問について説明があり承認を求めました。

《学校教育部理事》

本教育委員会において、教育改革審議会を開催するにあたり、委員の委嘱と諮問について承認をお願いするものです。

まず、本教育改革審議会の開催の趣旨について申し上げます。

令和 3 年に行われた調査をもとに発表された政府統計調査である人口増加調査によると、平成 19 年から 15 年連続で出生数が死亡数を下回る状態が続いており、さらなる人口減少が進むとともに、全国的に就学人数の減少が続くことが予想されます。

また、就学人数の減少が急激に進んだ地域などにおいては先ほど教育長からも

ありましたが、公立学校の統廃合や校区の再編等の検討、対応をされている自治体も出てきております。

文部科学省において平成 28 年の数値に於いて、学校規模適正化への好事例や地域の特色を生かした校区再編の例などを示し、各設置者において早期に継続的な検討を進めていくことを推奨されております。

本市においては、出世より就学までの期間で年々他市等からの流入があり、国の人口動向よりも就学人数減は緩やかにはありますが、公立小学校中学校において徐々に在籍児童数の減少が進んでおり、数年後には、学校規模の適正化に向けて、通学区域の変更や統廃合等を検討する必要がある出てくることが予想されます。

適正学校規模を踏まえた今後の学校のあり方の基本方針を策定する前段階として、その指標となるべく、今回の教育改革審議会に諮問するものです。

諮問について、ご承認いただきますよう、ご審議をお願いいたします。

1 枚目に諮問書をつけておりますので、まずはご審議をお願いいたします。

質問等ございましたらよろしくお願いします。

《古山委員》

先生たちの専門はなんですか。

《教育長》

上のお 2 人は、教育関係ですね。

《学校教育部理事》

この選任にあたっては坂本先生、池上先生については、教育行政の経験もあり、その見地から色々な事例を経験されていますので、その観点からもご意見を伺いたく、委員の方に選任しております。

また、坂井先生につきましては、地元の四天王寺大学ですので、この地元を見て専門的な見地からご意見を伺いたいということで選任しております。

最後に西堀先生ですが、この羽曳野市はご存知の通り世界遺産に登録されている古墳群も抱えておりますし、市の形からしても、藤井寺市を抱え込むような形で、特殊な形もしております。

また、駒ヶ谷小学校に代表されるように、ちょっと山間の近くにあるような学校もありますので、いろんなまちづくりの視点からも、ご意見を伺いたく、西堀先生の方にはお願いしています。

《教育長》

西堀さんは、羽曳野市の都市開発等に関わってくれている先生なので、まちづくりという観点でお願いしています。今まで教育関係や保育関係の方が多かったです。あとは、学校長と PTA さんです。

《多田委員》

教育委員会として何か意見は言えない。

《教育長》

諮問をいただいた後、具体的に決めて行くのがここなんです。

たぶん委員さんは、具体的な方法でA小学校とB小学校を引っ付けなさいという諮問は出さないと思います。例えば、14校ある小学校を7校ぐらいにしたいみたいになると思います。

それを受けて具体的にここで協議を行い進めて行きます。

たぶん諮問って「ふわあ」としたのしか出てこないと思います。

だから諮問書を見て頂いたら分かるように規模及び配置の適正化ということで、ふわあっとしています。

あくまでここでそれを受けて、古市南や西浦東や駒ヶ谷小学校が1クラスとか、それをどうしていくのか、我々が具体化していきます。

たぶん具体的に動き出すのは5・6年先だと思います。

諮問は、2年ぐらい。そのあと3年ぐらい検討し実際に動き出すという形ですね。

羽曳野市は、一昨年の出生が623人でしたが1年後調べると680人になっています。60人増えています。

この間、0歳から5歳まで去年、一昨年で約200人増えています。

出生数は少ないです。約600人ですけど、5年の間に200人増えています。

減っている市がある中で羽曳野市は、増加率が南河内の中で一番多いですよ。

それは、理事の方でいろんなデータを集めて貰っています。

この2年間すごく増えています。

それを考慮しても義務教育学校以外の13小学校で1クラスの学校が今3校です。

西浦東・古市南・駒ヶ谷です。白鳥も1クラスになりそうです。

西地区は、結構密集しています。

例えば、諮問機関の中で小学校は最低でも3クラス要りますというふうな答申が出たら、我々はそれを受けて3クラスがない学校をどうして行くのか、ここで議論し決めて行きます。

《古山委員》

ここで決めたってなったら地元との軋轢が市と生まれるから、せっかくの専門家が集まるので具体的に出してほしいと思います。

まちづくりの人がもう1人入ってもいいぐらい。

《教育長》

そうですね。

《古山委員》

西堀先生が 1 人で何か責任を負うみたいになるし、都市開発の意見交換ができるような人が入った方がいいと思います。

安全とかそういう意味のまちづくりをしている人がもう 1 人いると西堀先生が揉みやすいと思います。

《教育長》

まちづくりの人を入れるのも問題はないと思いますが予算的には大丈夫。

《学校教育部理事》

委員については、2 年間の任期で、10 名以内と条例で決まっています。再任は、妨げないとなっています。もしも必要があれば、追加の委員は 2 年目からということも考えられると思います。

あと、やっぱり私も先ほど申し上げたように、かなり先の話になりますので、この教育改革審議会で、ある程度方向性が一本に決まってしまうと、逆に未来はどう動くかわからないので、その方向性があまりにも狭くなりすぎると、予算の問題等も出てくるので、できるだけ広い状態で先ほど教育長が言われたようにちょっとぼやっとしているけど方向性が定まっているみたいな形を出してもらおうと今度は教育委員会で、その基本方針を策定する時にやりやすいと思います。それを材料にして組みやすいかなと思います。

《教育長》

予定では、第 1 回目の会議が 8 月になっています。

一番いいのは、A と B を一つにするから新しい学校を一つを建てます。

住民は、納得はしないけど、しょうがないとなると他市からは聞いてます。

でも本市は、それぐらいの財政の体力がありません。

埴生小学校を羽曳野中学校に持って行った時に、どれだけ中が綺麗になったかという全然なっていないです。ああいう形にするとなかなか地元は、納得しません。よく聞くのは新しい学校を建て二つの学校から来た時に学校の名前、ネーミングで揉めたりすることがあるみたいです。

《多田委員》

まちづくりも必要ですが、学校は福祉なども関わってくるので、教育関係の方ばかりですけど、もっとどうなんですか。

避難場所をどうするかそういう学校教育の子どもたちの部分だけじゃない地域のことも考えた動きが出てこないと多分学校編成は難しいと思います。

《教育長》

審議会とは、別の内部組織には福祉の方は入っているの。

《学校教育部理事》

まちづくりは、都市開発部長が入っていますね。

《新熊委員》

防災の観点は、やっぱり学校には必要だと思います。

防災の実践からの意見や市の財産に詳しい方も必要ですね。

《教育長》

いろんな角度から進めると適正規模を図るという事が難しいと思います。

だから、諮問を受けた後、そういう観点を入れながら、教育委員会で議論する
っていうのも一つかなって思ったりもします。

《多田委員》

確かにいろんな意見を聞いて行くとまとまらないですね。

《教育長》

いろんな意見を入れて行くと適正規模化がぼやけて、福祉の観点を入れたり、
まちづくりは大事だと思いますが、ちょっと観点がずれるような気がしますね。

《学校教育部理事》

まずは、審議会である程度の方向性を出していただき、教育委員会で基本方針
を立てていく段階でいろんな視点を入れて、方針を立てていくっていうのがす
っきりするかなあと思います。

《多田委員》

突拍子な意見かも知れませんが、市長も交えた総合教育会議で、まちづく
りの観点から例えば今の学校編成をどうしていくのか、教育の観点からどうし
ていくのかとか、福祉の観点からどうしていくのかっていうのを、各課で出し
てもらって、その中でこういうことは、こういう方向でしていきたい。

まちづくりはこういう方向でしていきたいみたいな事をアイデアや意見を出
してもらった上で審議をしていく。

教育だけで話をするのではなくて、もう市長を巻き込んでやらないと多分どう
にもならないと私は思います。

《教育長》

まちづくりなんかで言うと例えば人を増やすっていうたら、駅前に人を増やす
ような施設を増やすということだと思います。その条件でどこの学校に当ては
まるのかというと高鷲中学校や高鷲南中学校は駅に近い、古市小学校も駅に近
いです。

そこを廃校にして人が住めるような物を作るとか、もう一つ言うともっと大きな土地に学園都市みたいなのを作って、そこに学校や幼稚園・保育園を持って来るとするのがまちづくりの関係だと思います。

教育行政の３人の方がそういう意見を出すかということと多分出さないと思います。もうあくまで適正規模です。

その中で西堀さんが羽曳野の事を知っておられます。

《教育長》

子どもたちが過ごす学校というものは地域にももちろん根差したものであるし、地域も活用しなければいけないと思いますが、まずは今すぐ減っていく中で適正規模というのは、こういう事です。よって出すことによって自然と統廃合が見えてくると思います。

実際にこことここをつける時に福祉のことを入れたり、今言っている防災のこと入れたりすればいいと思います。

ここにそれを入れちゃうと違う方向に行くような気がします。

《多田委員》

そうですね。

《学校教育部理事》

私も行政の仕組みがわからないのですが、多分これ、第１の道標を示すのがこの答申で以前に校区改革審議会とかもあったんですよ。例えば、具体的なことができたときに、委員会だけでやるのはしんどいなってなつたときは、そういう審議会をまた立ち上げて、専門家からの意見も聞きながら方針を決めていくっていうのもありなのかなと思います。

《教育長》

いずれにしても、この審議会に福祉の観点とか防災の観点を入れようと、今から委嘱するのは難しいので、今の議論については継続させていただき、一旦８月は、このメンバーで開催し必要があれば新たに任命してもいいのかなと思います。

《学校教育部理事》

10名以内であれば、条例で認められています。

《教育長》

そういう形でよろしいですか。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 12 議案第 10 号

令和 5 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 3・4 号）（教育委員会関係）（案）について

《教育長》

事務局の各課より説明をお願いします。

全ての説明終了後、一括して質問をお受けいたしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。では、教育総務課課長補佐よりお願いします。

《食育・給食課長》

食育・給食課給食センターの補正予算となっております中学校給食及び小学校給食の保護者負担支援金についてご説明いたします。

令和 5 年度の学校給食において、物価高騰に直面する市立小学校、中学校及び義務教育学校に通う児童・生徒保護者の負担を増やすことなく、質や量を保った学校給食を実施するため、6 月 1 日から食材費（大阪府学校給食会から納入している牛乳など）に係る値上げ相当額の支援を行います。

なお、今回の支援策は児童・生徒のみ対象となるため、教職員については小学校で 10 円の値上げを行うとともに、中学校では価格高騰の要因である牛乳を停止することで給食費を据え置くことといたします。

財源といたしましては、国の地方創生臨時交付金「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、中学校給食費で 48 万 7 千円、小学校給食で 874 万 6 千円を追加補正し取り組みを進めてまいります。

《文化財・世界遺産室》

令和 4 年度の史跡峯ヶ塚古墳調査において出土した木製はにわについて、その保存のための作業にかかる費用 3,260 千円を歳出に計上しております。併せて歳入に国からの補助金と指定寄付金を同額計上し、合計 3,260 千円を計上しております。

保存処理につきましては、令和 5 年および 6 年の 2 か年を要します。令和 5 年度につきましては、保存処理の前段階として洗浄や防腐処理作業とともに、その物の形状を詳細に計測いたしまして、3D データ化するための費用として歳出に計上しております。

歳入といたしましては、文化庁と事業に関する補助について協議を進めており、国庫補助金の交付を 50% 見込んでおります。また、施政方針に記載されている通り、当該事業の残り 1,630 千円の費用につきましては、クラウドファンディングにより資金確保を目指しております。

《教育政策課長》

教育政策課の補正予算額は、歳出 189,338 千円となっております。

補正の内容は、菅田中学校のプール改修工事に係る工事費用と、その工事監理料となります。

菅田中学校のプールは、令和3年度にプールの鉄骨部が腐食し、プールサイドが崩落の危険があることが判明しました。

令和4年度に、中学校のプールは、全校改修を行うことが決定しておりますので、これを受けましてこの度予算を計上し工事を行うものです。

今後順調に入札、業者決定と進みますと、今年度の秋頃から来年3月までが工事期間となりまして、令和6年度からはプール授業再開ができる運びとなります。

なお、今年度につきましては、菅田中学校はプール授業が実施できませんので、生徒の皆さんに市民プールの無料利用券3回分をお渡しする対応といたします。

【採 決】 全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第13 議案第11号

羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例及び羽曳野市立中央スポーツ公園条例の一部を改正する条例の制定について

- スポーツ振興課長より、資料に基づき羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例及び羽曳野市立中央スポーツ公園条例の一部を改正する条例の制定について説明があり承認を求めました。

《スポーツ振興課長》

今回、6月市議会に提出予定の条例改正について事前にこの会議でお諮りするものです。

資料は、市議会に提出予定の議案と改め文、新旧対照表、そしてA4用紙1枚、ゴシック体の資料を配布しております。

ゴシック体で書いた資料を見てもらったと思います。一番最後の資料となります。

まず、改正の理由ですけれども、緑と市民の協働ふれあいプラザ、通称エコプラザ、市民公益施設でボランティア活動の拠点として整備している施設です。この施設と教育委員会所管の中央スポーツ公園を令和6年度から指定管理者制度導入施設とする方法で考えていることから両施設の条例を、指定管理者に対応する条文に改正するものとなります。

エコプラザは市長部局が所管する施設となりますが、両施設は隣接し、中央スポーツ公園の管理事務所もエコプラザ内としており、職員等も兼務体制で行っていることから、両施設を指定管理施設とする予定としており、2つの条例の

改正を1つの議案として提出する予定としております。

改正の効果、影響になりますが、指定管理者制度の導入による民間事業者の活力やノウハウを活用することで、経費の縮減が期待できること、民間事業者ならではの発想を取り入れることで利用者に対するきめ細やかな質の高いサービスの向上が期待できること、さらに、民間への市場開放につながるものがあげられます。

昨年度、市民プールの整備も完了しまして、特に事故もなく無事に夏休み期間、開場することができました。こうした実績も踏まえまして、来年度から指定管理者制度を導入する予定で考えております。

具体的な条文の改正内容は、改め文や新旧代表対照表に記載していますが、施設利用にあたり、現在は教育委員会の許可というところを指定管理者の承認に変更することや、直営施設の場合は使用や使用料となりますが、指定管理施設の場合は利用や利用料金に、また、利用料金については指定管理者の収入になります、といったような規定に変更するものです。

資料の下段に中央スポーツ公園の概要を記載しています。

中央スポーツ公園は来月6月11日の市民体育祭に委員の皆様にも来ていただく施設になりますが、多目的グラウンドと昨年度オープンしたプールのある施設となります。

来場人数や収入等を参考に書かせていただいています。

以上となります。

ご審議よろしく申し上げます。

《教育長》

これに関しましてご質問ございますか。

《多田委員》

給食センターの整備予定地、青少年児童センターも近隣にあると思いますが、そこは指定管理施設とはしないのですか。

《スポーツ振興課長》

今、指定管理として検討してるのは、この2施設の方で考えてます。今後、整備工事等が控えていますので、現状では、特に来年度から一体的に指定管理施設とする方向ではありません。

《多田委員》

一体的に行うと管理コストも安くなるのかなと、ちょっと思ったので確認しました。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 14 議案第 12 号

工事請負契約の締結について（令和 5 年度羽曳野市立河原城
中学校バリアフリー等改修工事）

- 教育政策課長より、資料に基づき工事請負契約の締結について（令和 5 年度羽曳野市立河原城中学校バリアフリー等改修工事）説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

令和 5 年度羽曳野市立河原城中学校バリアフリー等改修工事の工事請負契約の締結につきまして説明いたします。

令和 5 年度羽曳野市立河原城中学校バリアフリー等改修工事に係る工事請負契約の締結について、市議会に議案を提出するため、委員会議の議決を求めるものです。

請負金額が 1 億 5000 千万円以上の工事請負契約につきましては、地方自治法及び条例の定めにより議会の議決を求めることとなっております。

請負契約の工事名は「令和 5 年度羽曳野市立河原城中学校バリアフリー等改修工事」。請負契約金額 256,649,800 円です。契約方法は、随意契約です。

受注者は 羽曳野市伊賀の飯田建設株式会社です。

工期は、議決の翌日から令和 6 年 3 月 29 日までです。

なお、工事内容につきましては、廊下と教室の段差解消、トイレの洋式化への改修、保健室の改修などで、生徒が安全安心に施設使用でき、かつ、学校の防災拠点としての機能強化を併せて図るものとなっています。

説明は以上です。ご審議くださいますように宜しくお願いします。

《教育長》

トイレが湿式から乾式に改修されます。匂いがすごいです。それがやっと改修できます。まだ、大規模改修が残っていますが予算の関係上、しばらくは取り掛かれないかも知れません。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 15 議案第 13 号

羽曳野市中学校給食実施方式等の検討に係る調査業務委託の
報告及び今後の方針について

- 食育・給食課課長補佐より、資料に基づき羽曳野市中学校給食実施方式等の

検討に係る調査業務委託の報告及び今後の方針について説明があり承認を求めました。

《食育・給食課課長補佐》

本市では、平成 24 年 9 月から、中学校 3 校（高鷲中学校・高鷲南中学校・河原城中学校）、平成 25 年 9 月には、残りの 3 校（誉田中学校・羽曳野中学校・峰塚中学校）において、民間調理場活用方式（デリバリー方式）による選択制の中学校給食を実施を始めたところです。

選択制開始以降、中学校給食は、成長期の中学生に栄養バランスのとれた食事の提供と、望ましい食習慣の習得に一定の役割を果たしてまいりましたが、現在までのおよそ 10 年間を経過する中で、喫食率が当初の約 8 % から約 15 % と微増にとどまっている状況です。一方、朝食の欠食等、ライフスタイルの多様化による食生活の課題や、完全給食を実施する地方自治体が増加傾向にある中、本市としましては中学生の健全な心身の発達における栄養バランスのとれた昼食の必要性和、さらなる食育の推進を図るため、令和 7 年度中の「全員給食」実施をめざして取り組みを進めている所です。本日は、令和 4 年度に実施した中学校給食実施方式等の検討に係る調査業務委託のご報告と今後の予定についてご説明させていただきます。

お手元の A 4 冊子の資料、「羽曳野市中学校給食実施方式等の検討に係る調査業務委託報告書」をご覧ください。

調査業務としては、本市中学校において適用可能な給食実施方式を比較検討するものであり、報告書では、給食センターをはじめとする給食施設整備に関する候補地等の検討や、自校方式あるいは兄弟方式・親子方式を実施した場合、各校のどこに建設できるのか、各校敷地内の配膳室等の整備可能性などをまとめております。また、それらに係る総事業費やスケジュール等の比較検討も行いながら課題分析を行った所であります。

具体的な構成としては、第 1 章「基礎調査」と、第 2 章「羽曳野市中学校給食の実施方式」の大きく 2 つに分かれており、基礎調査の報告が 2 ページから 22 ページまであり、学校給食に係る法制度の概要から、本市の人口推計、各校における調理室・配膳室の整備や中学校給食センターの実現可能性などの報告となっております。

第 2 章といたしまして、実施方式の検討が 23 ページから掲載されていますが、各実施方式の検討結果と、総合評価につきましては、33 ページの図表 43、35 ページの図表 45 にまとめられております。色々と書いてございますが、この報告書と一緒にお配りしています A 4 タテ 1 枚の資料をご覧ください。上段に、報告書 35 ページの図表 45 に係る抜粋を載せております。実施方式ごとに、メリット・デメリットが示されており、最終行に総合評価がつけられております。この結果をもとに、食育・給食課では、自校方式・兄弟方式は難しいのではない

か。センター方式・民間調理場活用方式（デリバリー方式）が候補になると捉えていたところですが、早期実現が可能で、民間事業者のノウハウを活用でき、事業費用面でメリットのある民間調理場活用方式（デリバリー方式）が最も望ましいのではないかと考えていたところです。

教育委員の皆様は別途ご意見を伺いましたところ、少子化を見越し近隣市との共有で給食センターを運営してはどうかというご意見や、民間調理場活用方式（デリバリー方式）を採用した場合の事業者選定については、他市の実績もあり、さまざまな角度から情報収集し、給食に関する専門知識をもった者による実地調査などの意見を取り入れた上での判断を求めるといったご意見がありました。いずれも民間デリバリー方式にご理解を示されつつも、将来的には食育や給食の質を重視する観点から、センター方式を希望する内容でした。

以上も踏まえ、近隣市などへの現地調査を行うなど検討をすすめた結果、現在本市が予定しております新庁舎や学校給食センター等の大型プロジェクトを控えた状況も鑑みますと、全員喫食の早期実現が最も早く可能で、民間調理事業者のノウハウが活用でき、財政面等様々なメリットを鑑みまして民間調理場活用方式（デリバリー方式）を選択することが最適であるとの見解に至りました。ただ、最終的には中学校の給食についてきましても今現在、進行しております学校給食センターに最終的には統合していく事を念頭におき、それまでの間、民間調理事業者にお願いをするという事が最も相応しいのではないかと考えております。

次に民間調理場活用方式（デリバリー方式）を採用すると仮定し、3社のから調理・配送・配膳等に係る見積比較を行いました。その比較・分析したものが先ほどのA4タテ1枚の資料の中段「3社見積比較」の表となっております。表中では給食の提供形態として、現在の中学校給食の方式であるランチボックスを一部利用した場合と、小学校給食のようにすべて食缶で提供する方式とで3パターンの比較検討いたしました。1番は、汁物は食缶でご飯とおかずはランチボックス。2番は、汁物とご飯が食缶でおかずだけがランチボックス。3番は、全てが食缶です。ランチボックスは、衛生面を保つために一旦、弁当を冷やしそのまま運搬することになります。その点が生徒からも冷たくてなかなか食べにくいと聞いております。

その結果、B者の全て食缶であるというのが最も安価である結果を受けている所であります。委員のみなさまからのご意見にもありましたように、新給食センターへの将来的な中学校給食の統合も見据え、すべて食缶で提供する方式が最適ではないかと考えており、財政的な面にそれから将来的な状況を考えますとオール食缶方式にて事業を進めさせていただきたく事が一番望ましい事ではないかと考えております。

最後になりましたが、今後の大まかな事業スケジュールですが、各校の配膳室の改修が必要なことから、令和5年度に設計、6年度に工事施工着手、7年度9月には全員喫食を開始したいと考えていますのでよろしくお願いいたしま

す。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

《教育長》

説明の通り中学校給食は、民間調理場活用方式の食缶での実施で行いたいと思っています。その理由は、温かいという事と安価であるという事です。

私もみなさんと同じようにセンター方式は、諦めたくはないと思っています。自校式は無理なので。ただ、財政的な面や早期実現を考えると民間調理場活用方式になるのかなと思っています。色々決めなくてはならないことはありますが、まずは民間調理場活用方式の食缶で提供をするという事でどうですかという事です。

ご質問はありますか。

ランチボックスにすると冷蔵庫や保温室が必要となります。食缶になると棚だけになります。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 16 報告第 5 号

後援名義の使用許可について

●教育政策課長より、資料に基づき、後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

《教育政策課長》

後援名義の使用許可について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。

前回会議からの教育委員会議以降に専決処分を行ったもの 4 件になります。

1 件目は、専決日令和 5 年 4 月 24 日、団体名は「公益社団法人 日本少年野球連盟 大阪中央支部 羽曳野ボーイズ」、事業名は「第 29 回日本少年野球 羽曳野大会 羽曳野市長旗争奪・ダルビッシュ杯争奪大会」です。

2 件目は、専決日令和 5 年 5 月 23 日、団体名は「こどもまつり実行委員会」、事業名は「こどもまつり 2023 夏まつり」です。

3 件目は、専決日令和 5 年 5 月 23 日、団体名は「大阪府生活協同組合連合会」、事業名は「おおさかまるごと健康チャレンジ」です。

4 件目は、専決日令和 5 年 5 月 23 日、団体名は「羽曳野市、大阪菊花会」、事業名は「第 27 回大阪菊花会菊花大会」です。

いずれも後援名義使用許可実績のある団体、事業です。

日程第 17 その他

- (1) 学校教育部長より、西浦幼稚園についての報告がありました。
- (2) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の 6 月定例教育委員会議を、6 月 27 日（火）に予定することを通知しました。

[教育長 閉会の挨拶]

閉会：午前 12 時 30 分